

歩きタバコ対策の役割分担 (基礎資料)

この資料は、皆さんからいただいた提案と今までのフォーラムでのご意見やアンケートを基に、大項目:役割分担の実施主体別、小項目:対策のジャンル別、に分類・整理したものです。議論の素材としてお使いいただければ幸いです。

(大項目)

- 1 地域の事業所・大学等(通勤・通学者対象・商店の店員等を含む)
- 2 地域の商店街・集客施設(来客対象)
- 3 地域住民
- 4 小・中学校、その他子ども関連
- 5 タバコ製造・販売者
- 6 行政(新宿区、東京都、周辺区市、国)

(小項目)

- 1 教育
- 2 PR
- 3 参加
- 4 施設
- 5 広域
- 6 その他

1 地域の事業所・大学等(通勤・通学者対象・商店の店員等を含む)

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 1 | 社員等への啓発徹底の協力要請(各管理者からそれぞれの社員等に呼びかける文章を) |
| 1 | 1 | 鉄道事業者や百貨店等の協力により施設内にポスター・ステッカーの掲出 |
| 1 | 1 | 企業のCSRの一環として従業員に対する喫煙モラルの徹底、喫煙ガイドラインの設定 |
| 1 | 1 | 事業所での啓蒙活動が大切。条例を整備して区主導型で事業所を指導。 |
| 1 | 2 | 目立つところへのポスターの掲示を事業所や学校の管理者に要請する |
| 1 | 2 | いたるところにポスター・横断幕の掲示を |
| 1 | 3 | 歩行喫煙者に注意・指導する権限を持つ登録制の推進員制度を |
| 1 | 3 | 全区民及び来街者参加型イベント(清掃活動)の継続実施 |
| 1 | 3 | 企業の宣伝を兼ねたキャンペーン参加を募る |
| 1 | 3 | 企業のCSRの一環として従業員による清掃ボランティアへの参加 |
| 1 | 3 | 一定の地域団体からの協力を前提とした申請に基づき、歩行禁煙地区を決定する。 |
| 1 | 3 | 警察を同行しての朝のパトロール |
| 1 | 3 | 事業所社員教育の一環で清掃活動に参加を(自ら清掃すればポイ捨てしなくなる) |
| 1 | 3 | フォーラム参加者から自ら実践する人を公募し、具体的にプログラムを立て、区民にも呼びかける。 |
| 1 | 4 | 鉄道事業者や百貨店等の協力で、喫煙スペースを区に無償貸与する |

- 1 4 喫煙スペースの確保。有料喫煙所でもいいかも
- 1 4 駅前広場に喫煙コーナーをつくる。なるべく居心地のいい造りにする。
- 1 4 喫煙所を方々に作る。そのかわり、歩きタバコは規制する。
- 1 4 駅出入口口に快適な喫煙所を設けたうえで、喫煙所の存在と利用促進のアピールをする。
- 1 5 鉄道事業者の協力で構内放送、車内放送によるPR
- 1 5 改札口を出たところにポスター掲示を
- 1 5 鉄道事業者はタバコ販売をしているのだから、出入口付近に「歩きタバコ禁止」のポスターを掲示すべき
- 1 6 暴力団がマナー啓発に応えた行動を取るよう、組織的に指導できる暴力団トップに要請する。

2 地域の商店街・集客施設(来客対象)

- 2 2 いたるところにポスター・横断幕の掲示を
- 2 2 鉄道事業者や百貨店等の協力により施設内にポスター・ステッカーの掲出
- 2 2 音声ガイドを利用した啓発・宣伝方法を。
- 2 2 啓発ポスターや統一したステッカーを商業施設等に貼付するよう商店会等を通じて協力要請する
- 2 2 アルタビジョンや街頭放送などで「歩きタバコしているそのアナタ、危険ですよ！喫煙所をご利用ください！」などのインパクトのあるメッセージを流す。
- 2 2 アルタビジョンなどで「歩きタバコしているそのアナタ、危険ですよ！喫煙所をご利用ください！」などのインパクトのあるメッセージを流す。
- 2 2 協賛会社(デパート・映画館など集客が多い企業を重点的に)
- 2 2 商店店頭へのポスター掲示により来街者にPR
- 2 2 外国語での注意書き(表示、チラシ)
- 2 3 歩行喫煙者に注意・指導する権限を持つ登録制の推進員制度を
- 2 3 全区民及び来街者参加型イベント(清掃活動)の継続実施
- 2 3 一定の地域団体からの協力を前提とした申請に基づき、歩行禁煙地区を決定する。
- 2 3 警察を同行しての朝のパトロール
- 2 3 フォーラム参加者から自ら実践する人を公募し、具体的にプログラムを立て、区民にも呼びかける。
- 2 4 鉄道事業者や百貨店等の協力で、喫煙スペースを区に無償貸与する
- 2 4 喫煙スペースの確保。有料喫煙所でもいいかも
- 2 4 喫煙所を方々に作る。そのかわり、歩きタバコは規制する。
- 2 4 タバコ灰皿ボックスの設置と処理の協力
- 2 6 区内事業所・商店街に「新宿区環境税」など新税を設け、地域美化対策に役立てる。

3 地域住民

- 3 2 いたるところにポスター・横断幕の掲示を
- 3 2 自転車のかごに歩きタバコが危険だと書いたステッカーをつける。
- 3 3 課題別地域会議で話し合う。

- 3 3 全区民及び来街者参加型イベント(清掃活動)の継続実施
- 3 3 警察を同行しての朝のパトロール
- 3 3 フォーラム参加者から自ら実践する人を公募し、具体的にプログラムを立て、区民にも呼びかける。
- 3 3 区内の区画を区切ったうえで、「アダプト制度」を導入し、街中を絶えずきれいに保つ。

4 小・中学校、その他子ども関連

- 4 1 小学校や中学校で歩きタバコの危険性及びマナー違反について教育すべき。
- 4 2 子どもに「お父さん、歩きタバコやめてね」と言わせる。(テレビでPR)
- 4 2 親へのチラシ配布。子どもを通しての大人への協力
- 4 3 子どもたちや若いママが直接呼びかける。保育園・幼稚園・小学校のPTAの協力を得る。
- 4 3 小中学校の生徒を動員して掃除会を毎月開く
- 4 3 小中学校の授業の一環として清掃活動ボランティアに参加させる

5 タバコ製造・販売者

- 5 2 全てのタバコ自販機と販売店にポスター掲出の義務付け
- 5 2 販売店に「歩きタバコ禁止」の声かけの義務付け
- 5 2 タバコのパッケージに「歩きタバコ・ポイ捨て止めましょう」のメッセージを印刷する。
- 5 2 販売店や自販機の取出口に「歩きタバコ・ポイ捨て止めましょう」のステッカーを貼る
- 5 2 自販機の取り出し口に啓発ステッカーをつけるなど、JTは真剣に対策を講じるべき。
- 5 2 ルールでは本質的な解決にはならないので、タバコ会社・行政が協力して意識啓発をすべき。
- 5 3 JT、ガム製造事業団体、飲料販売事業団体の合同でポイ捨てキャンペーンを。
- 5 3 タバコ販売業者の作業参加の義務付け。実態をタバコ販売業者が知るため。
- 5 4 販売店店頭の灰皿の活用による分煙
- 5 4 タバコ灰皿ボックスの設置と処理の協力
- 5 6 生産者(タバコ会社)の責任も問うべき(相応の負担)
- 5 6 税金投入には反対。製造・販売者と歩きタバコ喫煙者が負担すべき。
- 5 6 車の排気ガス同様、たばこを低公害化してほしい。

6 行政(新宿区、東京都、周辺区市、国)

- 6 2 ポスター、ステッカーに主要外国語を併記する
- 6 2 外人登録窓口でチラシ等の配布を
- 6 2 外国語での注意書き(表示、チラシ)
- 6 2 歩道面への表示は無意味、足元など見ていない。
- 6 2 歩きタバコ対策に多大な税金が使われていることをPRする。実際の迷惑以外に社会的負担がかかっていることを理解させる。

- 6 2 ただゴミ拾いするだけでは駄目。声かけをしないと。
- 6 2 継続的効果が出る方策が必要
- 6 2 声をかけにくい相手もあり、目に訴える腕章、チョッキ等で複数でキャンペーンをしてはどうか。
- 6 2 「歩きタバコはやめよう」という宣伝カーを巡回し、一人一人の頭にインプットする作業を地道に続ける
- 6 2 条例があるならそれをもっと広く知らせるため、看板やのぼりに記すべきだ。
- 6 2 受動喫煙の危険性をもっとマスコミにアピールしてほしい。
- 6 2 少々お金をかけても宣伝をもっとすべき。
- 6 2 駅出入りに快適な喫煙所を設けたうえで、喫煙所の存在と利用促進のアピールをする。
- 6 2 アルタビジョンなどで「歩きタバコしているそのアナタ、危険ですよ！喫煙所をご利用ください！」などのインパクトのあるメッセージを流す。
- 6 2 「イエローカード」を区で作成し、区職員や警察などが行うパトロールで喫煙者に渡す。その際、カードに喫煙所の案内図を入れ、「ここで吸ってください」とソフトに頼めば理解を得やすい。
- 6 2 ルールでは本質的な解決にはならないので、タバコ会社・行政が協力して意識啓発をすべき。
- 6 21 喫煙者の心理に訴え、反感を買わず、訴えるデザインが望ましい。アレ駄目コレ駄目ではなく、喫煙するときはこうしようぜ！的なメッセージの方が喫煙者としては納得がいく。デザインは喫煙するデザイナーに依頼するのが良い。
- 6 21 子どもがタバコで火傷しそうなシーンやベビーカーの赤ちゃんが煙を吸ってしまうシーンなど、シリアスな場面を描いたものを。
- 6 21 マナー意識を醸成するため、デザインを一般公募する。
- 6 3 歩行喫煙者に注意・指導する権限を持つ登録制の推進員制度を
- 6 3 全区民及び来街者参加型イベント(清掃活動)の継続実施
- 6 3 歩きタバコをしている人にチラシ配布を手伝わせる。(50人に配布してよびかけを義務付けるなど)
- 6 3 チラシ配布と歩きタバコ禁止の呼びかけの作業を手伝わせる
- 6 3 東京都庁も西口の事業所として、職員が交代で西口の清掃・啓発活動を分担すべき。
- 6 3 一定の地域団体からの協力を前提とした申請に基づき、歩行禁煙地区を決定する。
- 6 3 警察を同行しての朝のパトロール
- 6 3 区役所も区長以下全員が交代で清掃・啓発活動を行う
- 6 3 職員の大量動員は限界があると思う
- 6 3 行政に過度の負担をかけず、一般市民や企業・学校の協力が不可欠。
- 6 3 区役所・市民が一体となって取り組むことが必要
- 6 3 フォーラム参加者から自ら実践する人を公募し、具体的にプログラムを立て、区民にも呼びかける。
- 6 3 タバコ問題の対応を行政に押しつけることに賛成できない。
- 6 4 スペースが確保できるなら喫煙所の設置を
- 6 4 喫煙スペースの確保。有料喫煙所でもいいかも
- 6 4 駅や地下街からの出口、及びコマ劇場前等に喫煙所を設け、そこで喫煙させ、それ以降は路上で喫煙できない旨の掲示を出す。「歩きタバコを止めさせる」のではなく、歩きタバコをする前に吸わせてしまうことで行動をコントロールする。
- 6 4 駅前広場に喫煙コーナーをつくる。なるべく居心地のいい造りにする。
- 6 4 灰皿付きベンチの設置(喫煙所)
- 6 4 喫煙所を方々に作る。そのかわり、歩きタバコは規制する。
- 6 4 喫煙コーナーの設置など、今すぐできることから進めてほしい。

- 6 4 喫煙スペースはお金をかけてもきれいで癒しになる場所にすべき。
- 6 4 歩きタバコを減らすために喫煙場所を確保すべき。
- 6 4 「禁止禁止」では反感を買うので、喫煙スペースでの喫煙を徹底させる
- 6 4 要所要所に喫煙所(単なる灰皿ではない)を徹底して設け、そのかわり歩きタバコはかっこ悪いという風潮を作る。
- 6 4 前提として徹底した喫煙スペース整備と環境を作り、そのうえでマナーを守らない喫煙者が「恥ずかしい思いをする」状況を作り出す。
- 6 5 国や都に働きかけて禁煙政策の推進を
- 6 5 各区がばらばらに対応するのではなく、東京都でまとまって対応してほしい。
- 6 5 国の取り組みに期待するが、自治体の独自の取り組みも重要。
- 6 5 周りの市町村との協力も必要。
- 6 5 全区が大団結すべき。
- 6 5 新宿だけでがんばるより首都圏一斉に対策を取るべき。
- 6 5 議会(区・都・国)で意見書を出してもらおう。
- 6 6 新宿の地域特性を考えて、今すぐできることから、フレキシブルな運用でも評価する。
- 6 6 所轄警察との関係を密接にする
- 6 6 所属会社への告知
- 6 6 タバコ販売店への罰則。チラシ代の負担
- 6 6 歌舞伎町などで取り締まりの公平性が確保できないのは自明。喫煙自体が違法でない以上、喫煙者の存在を前提に、取締りは慎重に検討する必要あり。
- 6 6 昼夜問わず様々な人が行き交うので、パトロールの注意は人手・トラブル発生等、現実的ではない。PR徹底と喫煙所への誘導が、長い目でみれば効果的。
- 6 6 区役所の体制整備が先決。積極的な職員を専任に就けること。
- 6 6 区担当職員の体制整備と、啓発グッズ、清掃用具、回収体制などサポート体制の整備
- 6 6 事業所などの理解と協力を得るには、区職員から営業マンを何人が抜擢して専属で当たらせる
- 6 6 議員が支持者とともに啓発を叫びながら地域を回る。
- 6 7 歩きタバコ禁止の法制化により、罪悪感の欠如を是正する必要あり
- 6 7 過料を科す条例を制定する場合は時限条例とし、職員の負担を軽減するとともに、短期集中で大胆な財政支出を。
- 6 7 千代田区型の条例を作り、あとは警察に任せる
- 6 7 喫煙者自らがルール創りをした方が効果が上がるのでは？
- 6 7 罰則や条例を作るのが解決策とはいえない

歩きタバコに対する区の対応（案）

基本姿勢

「歩きタバコ」は受動喫煙による健康被害や火傷、衣服の焼け焦げなどの原因となる危険な行為である。そこで

「歩きタバコ」は条例により禁止する。

「歩きタバコ」：一部の喫煙所を除く路上喫煙全体を指す。立ち止まっただけの喫煙も含む。道路は公共の場所である。新宿のように多数の方が利用する道路は「健康増進法」の趣旨にのっとり受動喫煙を防止する。

「仮称：歩きタバコをなくそう協議会」を組織し、 協働により取り組む。

協議会は、新宿区の商店会や町会、区民団体や有志、区内企業や鉄道事業者、タバコ製造・販売業者などが行政と一丸となって組織し、協働により宣伝・啓発・指導等を進める。

(参考)

健康増進法

第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

現場での対応

パトロールにより、「歩きタバコ禁止」を徹底する。

指導員によるパトロールにより、歩きタバコをしている個々人に対して注意を促し、その場でタバコを消してもらうことで実効性を高める。

協議会で重点地域を指定する。

重点地域は、地域特性と地域の協力を勘案して協議会で指定する。

その際は「広く薄く」ではなく、効果的な場所や時間帯に集中的にパトロールやキャンペーンを投入して実績をあげていく。

パトロール体制を整備する。

区はパトロール要員（二人一組）を8組（16人）程度投入する。

また、協議会を通じて協力を申し出、必要な研修を受けて登録された「仮称：歩きタバコ指導員」が区と協力してパトロールに参加する。

区は研修の実施、腕章やゼッケンなどの貸与、ボランティア保険等への加入などの支援を行う。

罰則（過料）規程は採用しない。

罰則自体は本質的解決にはならない。

区民、事業者、行政が一体となった協働としての取り組みが必要である。

区単独で行っても、一時的追い出しにしかならない。広域的対応が必要である。

予防的対応

現場での対応は、あくまでも対症療法の域を出ない。

本質的には、個々の喫煙者のマナーの向上、自己中心主義的な行動からの脱却が望まれる。

特に苦情の多い通勤時間帯の歩きタバコをなくすためには、区内事業所（学校や商店を含む通勤・通学者）の役割が重要となる。

区内の事業所に、歩きタバコ防止のための啓発活動

（社員研修等）の実施を義務付ける。

区は事業所に対し、条例の趣旨の説明、研修用ツールの提供、講師の派遣等の支援を行う。

各事業所に喫煙スペースの設置と活用について働きかける。

通勤途中ではなく、出勤してから喫煙できるようにする。喫煙者を会社の外に追い出さない。

継続的なPR活動を行う。

商店街、集客施設、鉄道事業者等との協働により、来街者に対する継続的なPR活動を行う。

広域的対策への働きかけを行う。

歩きタバコ問題は、新宿区だけでは解決しない。周辺自治体や都、国への様々な働きかけと協働を行う。